

上関原電計画に係る公有水面埋立免許願書に関する審査結果について

1 出願内容

(1) 埋立区域：熊毛郡上関町大字長島地先公有水面 約138千㎡

(2) 埋立地の用途：発電所用地

(3) 設計の概要

- 埋立地の地盤の高さ：D.L+6.74m及びD.L+11.74m
- 護岸、岸壁その他これらに類する工作物
取水口護岸、敷地護岸、荷揚岸壁、遊水池護岸、放水路護岸

2 審査の基本方針

関係部局の連携の下、公有水面埋立法に規定する免許基準に適合しているか等について審査を行い、利害関係人、地元上関町長の意見等を総合的に勘案したうえで免許の可否を判断する。

3 審査の結果

公有水面埋立法に基づき、埋立免許願書で示された埋立ての内容並びに利害関係人の意見、町議会の議決を経て提出された地元町長の意見等を総合的に勘案して審査した結果、出願された埋立てが、法に規定する免許基準や要件に適合していることから、埋立てを免許する。

4 審査の状況

(1) 免許基準への適合 (公有水面埋立法第4条第1項等)

<p>① 国土利用上適正かつ合理的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本埋立区域及びその周辺には古来からの景勝地、史跡等はなく、また、高木となる樹種等による適切な緑化等により周辺の自然景観との調和が図られていることから、周辺の土地利用との整合性を欠くものではないと判断される。 ○ 埋立て予定地は、瀬戸内海国立公園の普通地域に該当しており、自然公園法第26条第2項に基づく環境大臣の措置命令が発出されているが、その内容は、埋立ての内容に影響を及ぼすものではない。
----------------------------	---

<p>② 埋立てそのものが環境保全及び災害防止に十分配慮されていること</p>	<p>○ 埋立工事に関しては、施工方法等に配慮し、工事量の平準化を図ること、護岸工事等に際して汚濁防止柵の設置等を行うこと、埋立工事は護岸により海域を締め切った後に行うこと、土地の改変面積を最小限に止めること、低騒音型の機械を選定すること等により、環境に及ぼす影響は少ない、または低減が図られていることから、環境保全に十分配慮されていると認められる。</p> <p>○ 埋立てにより水面が陸地化することに関しては、埋立て面積を最小限とすること、護岸及び岸壁を適切な規模とすること、緑化に当たっては近傍に自生している樹木構成種を用いること、埋立て予定地内の小島を保存すること、カクメイ科の貝類について、発見されたタイドプール(潮だまり)を保存するとともに埋立予定地で発見された場合は類似場所へ移動させること等により、環境に及ぼす影響は少ない、または低減が図られていることから、環境保全に十分配慮されていると認められる。</p> <p>○ 護岸等の構造が適切な安定計算や波浪等の考慮をもとに求められているなど、災害防止に十分配慮されているものと認められる。</p>
<p>③ 埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の計画に違背しないこと</p>	<p>○ 本埋立地の背後には、国土利用計画法、都市計画法等に基づく地域指定及び公害防止計画はなく、特に支障はない。</p>
<p>④ 公共施設の配置及び規模が適正であること</p>	<p>○ 当該埋立地の用途は発電所用地であり、一般公衆の使用する公共施設の設置は伴わない。</p>
<p>⑤ 埋立地の処分方法等が適正であること</p>	<p>○ 分譲埋立てに該当しない。</p>
<p>⑥ 出願人が資力及び信用を有すること</p>	<p>○ 出願人である中国電力株式会社は、本件埋立てを遂行するに足る資力及び信用を有すると認められる。</p>
<p>⑦ 免許し得る埋立て</p>	<p>○ 民間事業者の行う埋立てであるが、その用途は発電所用地であり、発電所は、土地収用法第3条に規定する、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業に該当することから、免許し得る埋立てである。</p>

<p>⑧ 埋立の必要性等他の要素も総合的に勘案して審査されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力発電の必要性については、国のエネルギー政策において重要な位置づけがなされており、上関原子力発電所計画は、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられるとともに、平成17年に重要電源開発地点に指定され、「電源開発の計画の具体化が確実な電源である」とされているほか、平成13年に国は、中国電力㈱の環境影響評価書に対する確定通知を行っている。 ○ 出願人が国に提出した電力供給計画により、発電所の平成22年度の着工等が予定されていることから、埋立出願の時期が現時点となっている。 ○ 土地利用計画に基づき必要最小限の埋立地の規模となっているものと認められる。
<p>⑨ 出願手続き上瑕疵がある場合及び免許基準の不適合が明白な場合は却下すべきこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出願手続き上の瑕疵及び免許基準への不適合は認められない。

(2) 公有水面に関し権利を有する者の同意等 (公有水面埋立法第4条第3項)

<p>埋立てに関する工事の施行区域内における公有水面に関し権利を有する者の埋立て同意等が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業権者である山口県漁業協同組合(上関支店・四代支店)及び公有水面占用の許可を受けている西日本電信電話㈱の同意を得ている。
--	---

(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針への適合 (瀬戸内海環境保全特別措置法第13条)

<p>①以下の項目に十分配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海域環境保全への配慮 ○ 自然環境保全への配慮 ○ 水産資源保全への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立てに伴う潮流、水質の変化は少なく、また、工事中は汚濁防止膜の展張等により環境保全に努めることとしているなど、海域環境保全及び自然環境保全に十分配慮されている。 ○ 埋立てによる周辺海域の水質への影響度合いが軽微であること等から、埋立てが水産資源に与える影響は軽微なものとなっており、水産資源保全に十分配慮されている。
---	---

<p>② 環境保全上の指定地域において埋立てを極力避けること</p>	<p>○ 環境保全上の指定地域(水産資源保護法による保護水面、自然公園法による特別地域等)に該当していない。</p>
<p>③ 特定海域において留意事項に適合しない埋立てはできるだけ避けること</p>	<p>○ 特定海域に該当していない。</p>

(4) 地元町長(上関町長)の意見

上関町議会の議決を経て、「当該公有水面埋立の免許について異議ありません。」との意見が提出されている。

(5) 利害関係人の意見書

- 意見書受付期間内(平成20年7月15日～8月4日)に441人から意見書が提出されたが、審査したところ、埋立免許願書について不免許、あるいは判断を保留するものはなく、また、意見を免許条件として反映しなければならないものもなかった。
- 主な意見に対する県の見解は、資料②「利害関係人の意見書の主な内容とこれに対する県の見解について」のとおりであり、公表する。

意見書提出者数

	人数	備考
提出者延べ人数 (a)	447	
無効・同一人物 (b)	△6	住所・氏名未記入、同一人物
意見書提出者数 (a - b)	441	
期限後の意見提出通数	1,457	10月21日現在

利害関係人の意見書の主な内容とこれに対する県の見解について

意見書受付期間内(平成20年7月15日～8月4日)に441人から意見書が提出された。その主な内容及びこれに対する県の見解は以下のとおりである。

意見書の内容	県の見解(案)
<p>① 原子力発電所立地の必要性 山口県に立地する発電所では余剰電力を県外に売電しており、電力不足の状態ではなく、新規に原子力発電所を作る必要性がない。</p>	<p>電源開発は、事業者が、国のエネルギー政策に沿って最適な電源構成等を提案し、事業者自らの経営責任において対応されることが基本であり、事業者は自らの経営責任において上関原電計画を計画し、国は平成13年6月に電源開発基本計画に組み入れたところである。</p>
<p>② 原電計画の実現性 電源開発基本計画に組み入れられてから7年経っても、原子炉設置許可申請が出せず計画の実現性が疑わしいので埋立は許可しないこと。</p>	<p>上関原電計画については、平成13年の国の電源開発基本計画への組み入れ、環境影響評価書の確定等をもって、事業計画及び炉心の位置、規模、埋立面積等の土地利用計画は確定していることから、埋立免許することは可能である。</p> <p>原子炉設置許可申請前に埋立免許を行った例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島第一発電所1号機 ・ 島根1号機 ・ 伊方1号機
<p>③ 原子力発電所の安全性の問題 埋立予定地における活断層の調査は慎重に行われたのか。それに基づく耐震対応は厳しいレベルで施工が予定されているのか。埋立地では液状化も心配で、本件のように放射能汚染という取り返しのつかない事態を招くような施設の建設は認めべきではない。</p>	<p>原子力発電所の安全性は、国の責任において、原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可等の手続により厳格に審査されるものである。また、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁等については、原子力基本法その他の法律で定めるところにより厳格に対応されるべきものである。</p> <p>県としては、国の安全審査の段階で、6分野21項目の知事意見に対する国の対応をしっかりとチェックしていく。</p> <p>一方、公有水面埋立法においては、原子力発電所の安全性ではなく、護岸等の構造物の安全性等、埋立てそのものが、災害防止について十分配慮されているかを審査するものである。</p>

<p>④ 環境アセスメント これまでの環境アセスメント調査等の過程からすると調査は杜撰で客観的な信頼性が得られない。</p>	<p>環境影響評価法に基づく環境影響評価は、所定の手続を経て、平成13年7月の国の環境影響評価書の確定通知及び同評価書の公告をもって手続を完了しており、最終的に国(経済産業省)の審査を経て確定(承認)されたものである。</p>
<p>⑤ 詳細調査との関係 詳細調査は依然として終了しておらず、少なくとも調査終了までは埋立ての審査は進めるべきではない。</p>	<p>埋立免許の審査のうち、護岸等の構造物の安定性・安全性の審査に必要な強度計算の確認が可能なデータは、これまでに実施されたボーリング等による調査に基づき、埋立免許願書に示されている。 なお、現在実施されている「詳細調査」は、原子炉設置許可申請のためのデータ収集を目的とするものである。</p>
<p>⑥ 自然の宝庫、貴重な漁場 自然の宝庫であり、貴重な漁場である田ノ浦の海を守るため公有水面埋立を許可しないこと。</p>	<p>埋立免許願書を審査した結果、護岸工事等に際して汚濁防止柵の設置等を行うこと、護岸及び岸壁を適切な規模とすること、埋立て予定地内の小島を保存すること、緑化に当たっては近傍に自生している樹木構成種を用いること等の指電により、環境に及ぼす影響は少ない、または軽減の対策も講じられていることから、環境保全に配慮していると認められる。</p>
<p>⑦ 希少生物 原子力発電所を建設するための埋立は、瀬戸内海でもここだけに棲息する希少生物を絶滅に追いやるものである。</p>	<p>事業実施の際の希少生物等への対応については、タイドプール(潮だまり)を保存することや透過堤を設ける等の対策が講じられるなど、環境保全に配慮されている。</p>
<p>⑧ カムリウミスズメ カムリウミスズメについて、繁殖期の調査を行わずに影響はないと結論づける調査手法は強引で悪質であり、埋立免許原書にカムリウミスズメに関する記載がないのは問題である。埋立予定地周辺での生態や繁殖地の確認調査を行うべきである。</p>	<p>事業者の調査によれば、これまでのところ埋立に関する工事の施行区域内において、カムリウミスズメの生息や繁殖は確認されていない。また、今後においても、埋立予定地周辺での調査は事業者が行うべきである。なお、これらの状況から、特段の環境保全措置及び環境保全図書への記載は要しないと認められる。</p>

<p>⑨ 漁業補償契約訴訟 祝島漁民が起こした漁業権に関する裁判の結論が出る前に、埋立申請を出し、その判断をするというのはいかがなものか。</p>	<p>公有水面埋立免許に当たっては、「埋立に関する工事の施行区域内における漁業権者の同意」が必要であるが、本件埋立てでは、漁業権者である山口県漁協(四代支店及び上関支店)の同意は得られており、必要な条件は満たされている。</p>
<p>⑩ 漁業被害 埋立施工区域は一本釣り漁業の主要漁場であり、営漁生活が大打撃を受け、離島で漁業に依拠した生活ができなくな</p>	<p>埋立免許願書では、周辺海域の水質への影響度合い、埋立て前後の流況変化が少ないこと等から、埋立てが与える影響は軽微であり、水産資源保全に配慮されていると認められる。なお、埋立てにより漁業被害が生じるようであれば、事業者の責任において適切な対応がなされるべきである。</p>



中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 様

山口県知事 二井 関成

上関原子力発電所計画への適切な対応について (要請)

平成20年6月17日付けで出願のあった上関町大字長島地先公有水面埋立てについては、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に沿って審査を行い、本日付けで免許したところですが、今後、上関原子力発電所計画を進められるに当たり、下記事項について十分配慮され、適切に対応されるよう要請します。

また、埋立免許願書の縦覧期間中、また、期間後においても多くの方々から意見書が提出されており、意見の中には、原子力発電所そのものの安全性など、今後、国において厳格な審査が行われるべき事項に係る課題が多く見受けられます。

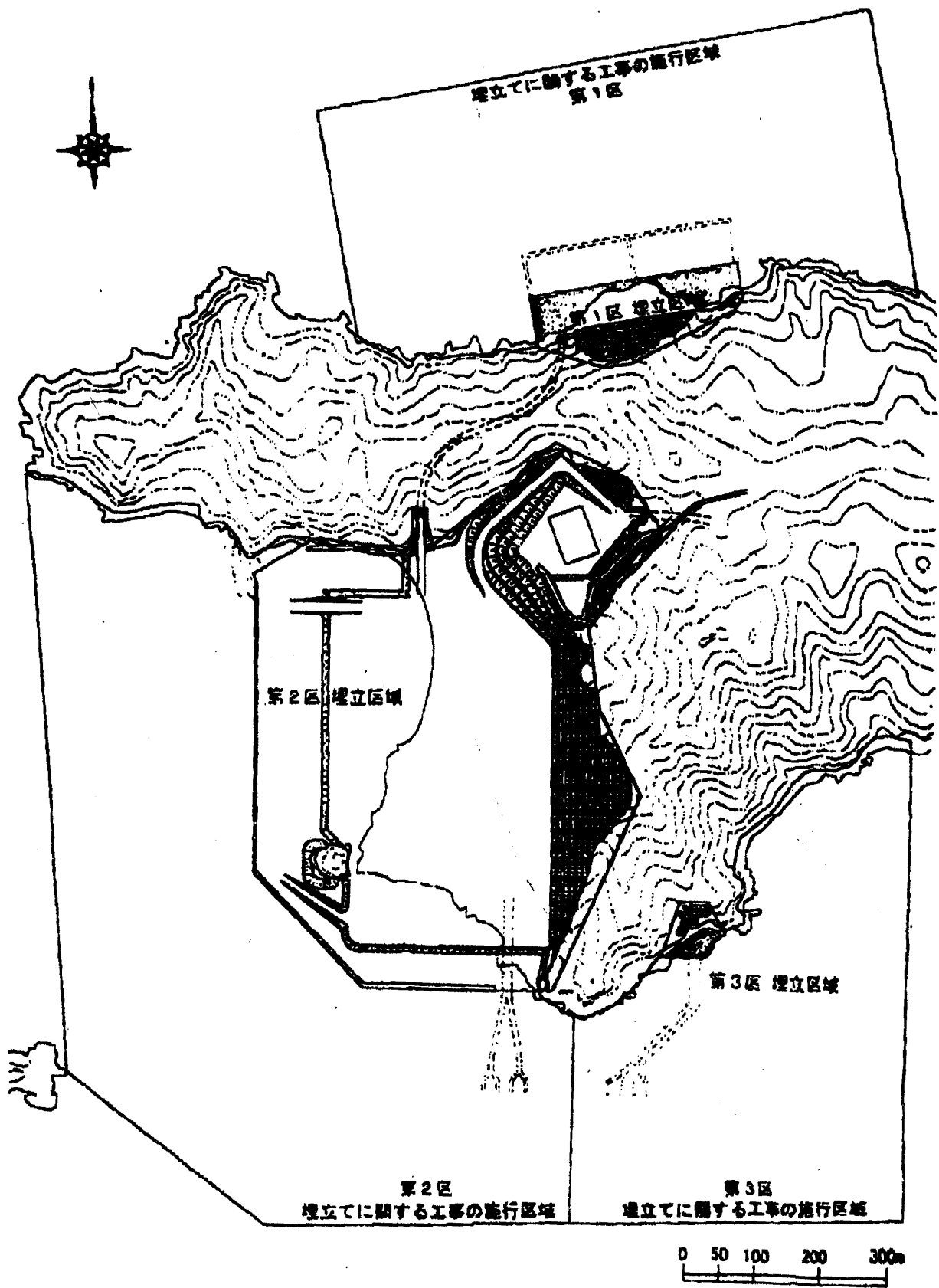
このため、県としては、原子炉設置許可の許認可権限を持つ国に対しても、これらの課題に対して適切に対応するよう要請を行うとともに、国の安全審査の段階で、安全確保等6分野21項目の知事意見について、国の対応をしっかりとチェックしていくこととしているところであります。

つきましては、貴社におかれても、今後とも、安全の確保、環境保全等に最大限の配慮を払うよう重ねて要請します。

記

- 1 事業者においては、埋立免許願書の縦覧期間中、また、期間後においても、大変多くの意見書が提出されていることを真摯に受け止めること。
(別添「利害関係人の意見書の主な内容とこれに対する県の見解について」)
- 2 この意見の中には、国の天然記念物である「カンムリウミスズメ」についての意見も多数あり、また、日本鳥学会、環境保護団体等からも要望、申し入れを受けているところである。事業者においては、免許後においても引き続き調査を行うこと。
- 3 今後、保安林の解除など森林法関係の審査、また、埋蔵文化財の調査も行われるので、これらについても真摯な対応を行うこと。
- 4 事業者においては、特に原子力発電所の安全性、信頼性の確保ということをお大前提に、上関原電計画について、地元はもとより、県民の理解を得るための努力を尽くすこと。

- 5 特に、昨年7月の新潟中越沖地震により発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の被害等により、県民の中にも不安を抱いている人もいますので、原子力発電所の耐震安全性の確保のため、事前の活断層調査、耐震安全設計について万全を期し、県民の不安解消に努めること。
- 6 以上の要請事項や公有水面埋立免許条件に対する事業者の対応状況、環境保全対策等について、「上関原子力発電所公有水面埋立工事等監視チーム」を設置し、その実施状況の調査・監視を行い、その結果、事業者において対応すべき事項があった場合には、事業者に対し、必要な措置を講じるよう要請をすることとしているので、事業者においては、これらの調査に協力するとともに、要請があったときはこれに適切に対応すること。





指令平20港湾第442号

免 許 書

中国電力株式会社

平成20年6月17日付けで出願のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により別紙(1)の免許条件を付して免許し、同法第13条の規定により別紙(2)のとおり指定する。

平成20年(2008年)10月22日

山口県知事 二井 関 氏



山口県

免 許 条 件

1 免許料について

- (1) 埋立ての免許料の額は、金28,985円とする。
- (2) 免許料の納付期限は、平成20年11月20日とする。

2 埋立てに関する工事の届出について

埋立てに関する工事に着手したときは、直ちに山口県知事に着手の年月日を届け出ること。

3 埋立てに関する工事の施行について

埋立てに関する工事の施行中は、日出前及び日没後においては、船舶航行の安全のため、適当な場所に標灯を掲げること。

4 埋立地の護岸等の維持、修繕等について

埋立地の護岸の維持、修繕及び災害復旧は、中国電力株式会社の責任において行うこと。

5 埋立地の境界標の設置について

埋立区域の境界を区画し、中国電力株式会社の責任において境界標を設置すること。

6 添付図書の変更について

顧客の添付図書のうち、埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書、埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面及び環境保全に関し講じる措置を記載した図書を変更して実施する場合は、山口県知事の許可を受けること。

7 埋立てに関する工事の進捗状況の報告について

- (1) 埋立てに関する工事の施工中は、毎年4月30日までに山口県知事に関係図面を添付して前年度の工事の進捗状況を報告すること。
- (2) 山口県知事が埋立てに関する工事の進捗状況の報告を求めたときは、その都度、速やかにこれに応じること。

指 定 書

- 1 埋立てに関する工事の着手の期間について
免許の日から起算して1年以内に埋立てに関する工事に着手しなければならない。
- 2 埋立てに関する工事のしゅん功の期間について
埋立てに関する工事に着手した日から起算して3年以内に埋立てに関する工事をしゅん功しなければならない。